

KOBE アライグマバスターズ 捕獲活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市(以下「市」という。)がKOBE アライグマバスターズの捕獲活動(団体の登録、活動の遵守事項および捕獲活動謝礼等)に関することを定め、アライグマの捕獲を推進し、もってアライグマによる農産物及び生活環境への被害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) KOBE アライグマバスターズ 当要綱に沿ったアライグマ捕獲活動を行う市民団体をいう。
- (2) 謝礼 KOBE アライグマバスターズ 捕獲活動謝礼をいう。
- (3) 実施計画 神戸市アライグマ防除実施計画をいう。
- (4) 捕獲活動 当要綱に沿ったアライグマ捕獲活動をいう。
- (5) 箱わな 市が所有し貸与する小型動物用檻をいう。
- (6) 捕獲フロー KOBE アライグマバスターズ 捕獲活動フロー図をいう。
- (7) 捕獲確認マニュアル 神戸市アライグマ捕獲確認マニュアル(KOBE アライグマバスターズ版)をいう。
- (8) 捕獲従事者届出書 神戸市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者届出書をいう。

(活動団体の登録要件)

第3条 KOBE アライグマバスターズに登録しようとする市民団体は、市へ参画申請(別紙1)を行い、下記の要件を全て満たす場合に、登録するものとする。

- (1) 市内に拠点(団体の事務所又は団体代表者の自宅、若しくは団体代表者が所属する学校、職場)があること。
- (2) 捕獲活動が営利を目的とした団体でないこと。
- (3) 捕獲活動において、当要綱が定める謝礼以外に、金銭の收受がないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと及び団体の会員に暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が含まれていないこと。
- (5) 5名以上で活動する団体であること。
- (6) 当要綱第5条に規定する事項を遵守する団体であること。

(対象となる活動)

第4条 謝礼の交付を受けることができる活動は、申請エリア内の土地(市の区域内にある土地に限る。)において、箱わなを用いてアライグマ(生きているものに限る。)を捕獲する活動とする。

2 箱わなを設置する場所については、公有地又は土地所有者等の承諾を得た場所とし、公共性を踏まえ、市民生活及び周辺環境に配慮した適切な場所に設置するものとする。また、あらかじめ市に対し設置場所を報告・協議しなければならない。

3 前項の設置場所について、市が必要と認めるときは変更その他必要な指示を行うことができる。この場合において、登録団体は当該指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第5条 KOBE アライグマバスターズに登録され、捕獲活動を行う市民団体(以下、登録団体)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲活動は実施計画を遵守して行うものとする。
- (2) 登録団体は市の実施計画に基づく捕獲従事者届出書を提出すること。
- (3) 箱わなを使用している期間において箱わなの見回り確認等を1日に1回行うこと。ただし、ICT機器等を用いた場合はその限りではない。
- (4) 市で実施する捕獲講習会に参加すること。
- (5) 登録団体にて処分・運搬を実施できない場合は、アライグマの捕獲後、捕獲フローに基づき、速やかに市が指定する連絡先まで処分・引取依頼を行うこと。
- (6) 箱わなにアライグマ以外の動物を捕獲したときは、捕獲フローに基づき、速やかに放獣もしくは放獣依頼(依頼の費用は登録団体で負担とする。)を行うこと。ただしハクビシン・ヌートリアが錯誤捕獲された場合は、市が指定する連絡先まで処分・引取依頼を行うこと。
- (7) 全ての箱わな設置場所の地権者及び土地管理者等に対して説明を行い、その理解を得ている場所のみ箱わなの設置を行うこと。
- (8) 捕獲活動中、箱わなの破損等が発生した場合、速やかに市まで報告すること。
- (9) 捕獲活動を終了する際は、速やかに市へ箱わなの返却手配を市に相談すること。
- (10) 事情により、登録団体として当要綱に定める活動が継続できなくなった場合は、速やかに市に相談すること。
- (11) 年度を超えて活動を継続しようとする場合は、年度当初に登録団体としての継続申請(別紙1-2)を行うこと。

(捕獲報告)

第6条 登録団体は、アライグマの捕獲活動を行った場合、市が別に定める捕獲確認マニュアル等を遵守し、捕獲の都度、捕獲報告及び証拠写真を、市が指定する電子的な方法により速やかに報告しなければならない。

(謝礼)

第7条 謝礼の額は捕獲したアライグマ1頭につき、3,000円とする。なお、団体構成員に鳥獣保護管理法に基づくわな猟免許保持者を有するなど、一定の条件を満たした登録団体が、捕獲したアライグマの処分・動物管理センターへの搬入も行う場合は、5,500円を追加する。

(謝礼の支払い)

第8条 市は登録団体からの請求に基づき、第7条で定める謝礼を以下のとおり支払う。

- (1) 第6条で定める検査結果が適正であった場合、4月1日から9月30日までの実績に基づく謝礼を11月末までに支払い、10月1日から3月31日までの実績に基づく謝礼を翌年度5月末までに支払う。

(秘密の保持)

第9条 登録団体は、捕獲活動において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、捕獲活動を終了した後も同様とする。

(謝礼の交付および団体登録の取り消し等)

第 10 条 市長は、登録団体が、下記のいずれかに該当する場合、謝礼の交付確定額の一部又は全部を取り消すことができるとともに、団体の登録を取り消すことができる。

(1) 第 6 条の規定による提出物に不備または虚偽内容があった場合

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に著しく違反したとき、及び市の適切な活動に向けた改善要求に従わないとき。

(3) その他、市長が謝礼を交付するに適さないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により謝礼の決定の全部または一部を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に謝礼を交付しているときは、期日を定めて謝礼を返還させるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局局长（農政担当）が定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 5 月 28 日から施行する。